

警察庁説明資料②

平成30年8月
警察庁交通局
警

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験の概要

- 地方公共団体等が警察の道路使用許可を得て搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を実施。
- その審査基準等については、「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準」を警察庁の通達で規定。

実験の概要

- 【実施主体】 地方公共団体 等
- 【搭乗型移動支援ロボットの構造等】 概ね、長さ150cm、幅70cmを超えないこと 等
- 【操縦者】 ○ 大きさ、構造、原動機の大きさに応じた運転免許を受けていること
- 操縦方法に関する講習を受けていること 等

実証実験に用いられる搭乗型移動支援ロボット

- 実証実験に用いられる搭乗型移動支援ロボットは、大きさ、構造、原動機の大きさから、小型特殊自動車又は原動機付自転車に分類される。

○ 小型特殊自動車

長さ: 4.7m以下、幅: 1.7m以下、高さ: 2.0m以下、
最高速度: 15km/h 以下のもの
(道路交通法施行規則第2条、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件(平成21年内閣府告示第3号)第2号)

定格出力: 3.0kw 長さ: 0.65m 幅: 0.63m
高さ: 1.3m 最高速度: 10km/h 以下



【セグウェイ】

○ 原動機付自転車

定格出力: 0.6kw以下
(道路交通法施行規則第1条の2)

定格出力: 0.5kw 長さ: 0.52m
幅: 0.5m 高さ: 1.17m
最高速度: 6km/h



【ウィングレット】

運転に必要な免許

- 小型特殊自動車を運転できる免許は小型特殊免許のほか、上位免許である普通免許、普通二輪免許等がある。
- 原動機付自動車を運転できる免許は原付免許のほか、上位免許である普通免許、普通二輪免許等がある。

今回の御提案と当庁の考え方

※ 提案内容については、本年6月29日開催の「地方分権改革有識者会議（第33回）・提案募集検討専門部会（第72回）合同会議」の資料6を参照の上、作成。

【提案】

搭乗型移動支援ロボット（セグウェイ等）の公道走行については実証実験が進められているところ、当該実証実験において、訪日外国人が国際運転免許証でも搭乗可能となるよう、国際運転免許証で運転する際の要件を明確化すること。

→ 道路交通法の運転免許制度に則して、**セグウェイ等の搭乗型移動支援ロボットを国際運転免許証で運転する際の車両区分を通過等で明確化**します。

（参考）ジュネーブ条約に規定される国際運転免許証の車両区分等

国際運転免許証の車両区分	運転することができる車両
A	二輪の自動車（側車付のものを含む。）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車
B	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム（7,700ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
C	貨物輸送の用に供され、許容最大重量が3,500キログラム（7,700ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
D	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。
E	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両

鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送 事業の輸送実績報告等の提出先の 国から都道府県への変更

平成30年8月6日

国土交通省鉄道局・自動車局

【鉄道】事業報告書及び鉄道事業実績報告書について

制度の趣旨

- 鉄道事業法の法目的(※)を実現するため、事業の概況、財務の状況等について報告を求めらるもの。
※鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとするにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発展を図り、もって公共の福祉を増進すること。
- 鉄道事業法では、鉄道事業の許可等、原則全ての権限が国土交通大臣にあり、地方運輸局は国土交通大臣の事務を分掌する立場で經由事務を担っている。

報告書の内容

※詳細な項目は後述

【事業報告書】

- ・事業の概況
- ・貸借対照表、損益計算書、財務計算に関する諸表

【鉄道事業実績報告書】

- ・営業収益表
- ・役員数及び職員給与額表
- ・輸送実績表
- ・他、設備に関する表等

(参考：根拠条文)

○鉄道事業法(昭和61年法律第92号)(抄)
(報告の徴収)

第五十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は索道事業者(第二十五条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。))の規定による許可を受けた受託者(次項及び次条において「許可受託者」という。)を含む。))に対し、その業務又はその業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2・3 (略)

○鉄道事業等報告規則(昭和62年運輸省令第6号)(抄)
(事業報告書及び鉄道事業実績報告書)

第二条 鉄道事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(以下「所轄地方運輸局長」という。))に、当該事業年度に係る事業報告書をそれぞれ一通、毎年五月三十一日までに、国土交通大臣及びその経営する鉄道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長に、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る鉄道事業実績報告書をそれぞれ一通提出しなければならない。

2・3 (略)



【鉄道】事業報告書・鉄道事業実績報告書の具体的な記載項目

事業報告書

- 事業概況報告書
 - ・事業の概況、主な株主、関係会社の状況、役員、工事の概況、設備投資実績額
- 財務諸表
 - ・貸借対照表(資産、負債、純資産)
 - ・損益計算書(営業収益、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失)
- 株主資本等変動計算書
 - ・株主資本前期末・当期末残高、内訳 等
- 注記表
- 固定資産明細表
 - ・固定資産の期首・期末残高、内訳 等
- 減価償却費明細表
 - ・各固定資産の当期償却額、償却累計額 等
- 建設仮勘定明細表
 - ・工事件名、期首・期末残高 等
- 鉄道事業営業収益・営業費明細表
 - ・収益：運輸収入、線路使用料、譲渡収入、運輸雑収
 - ・費用：運送費、案内宣伝費、一般管理費、減価償却費 等
- 財団抵当借入金明細表
 - ・借入先名、期首・期末残高 等
- 諸税明細表

鉄道事業実績報告書

- 営業収益表
 - ・路線ごとの運輸収入、線路使用料収入、譲渡収入、運輸雑収
- 役員数及び職員給与額表
- 旅客輸送実績表
 - ・路線ごとの輸送人員(定期・定期外)、輸送人キロ(定期・定期外)
- 走行キロ表
 - ・自己車両/他鉄道車両別自線走行キロ
- 電力及び燃料表 (電力、燃料の数量・代価)
- 土地及び軌道表 (土地面積・本線延長(単線・複線等)等)
- トンネル及び橋りょう表 (トンネル、橋りょうの数・延長)
- 踏切道及び立体交差表 (踏切道、立体交差の箇所数)
- 駅設備表 (駅箇所数、駅の各種設備設置箇所数 等)
- 信号保安設備表 (路線ごとの信号保安設備設置営業キロ 等)
- 通信設備表 (路線ごとの無線・有線設備使用営業キロ 等)
- 変電所設備表 (路線ごとの変電所箇所数 等)
- 電路設備表 (路線ごとの交流/直流の状況、送電線延長 等)
- 車両数表 (車両数(機関車、旅客車、貨物車別))

- 事業報告書及び鉄道事業実績報告書の主要部分は、「鉄道統計年報」等により公表しており、各自治体が地域公共交通の維持・確保のために必要な情報については、それらにより入手可能であると認識。
- いずれの報告書(非公表部分を含む)でも、路線別の収支、特定の区間の利用者数の情報は明らかにならない。

【自動車】事業報告書及び輸送実績報告書について

制度の趣旨

- 道路運送法第94条に基づき、旅客自動車運送事業者の監督に当たって必要な業務又は経理等については、毎事業年度に事業の概況、財務の状況等について報告を求めめるもの。
- 道路運送法では、一般乗合旅客運送事業の許可等、原則全ての権限が国土交通大臣にあり、地方支分部局は国土交通大臣の事務を分掌する立場で經由事務を担っている。

報告書の内容

※詳細な項目は後述

【事業報告書】

- ・事業概況報告書
- ・固定資産明細表
- ・損益明細表
- ・損益計算書及び貸借対照表
- ・人件費明細表

【輸送実績報告書】

- ・輸送実績報告書
- ・運行系統別輸送実績報告書

(参考：根拠条文)

○道路運送法(昭和26年法律第183号) (抄)
(報告、検査及び調査)

第九十四条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続に従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

2～8 (略)

○旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号) (抄)
(事業報告書及び輸送実績報告書)

第二条 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存在する区域を管轄する地方運輸局長(以下「管轄地方運輸局長」という。)、運輸監理部長(以下「管轄運輸監理部長」という。))若しくは運輸支局長(以下「管轄運輸支局長」という。))に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。

一路線定期運行又は路線不 定期運行を行う 一般乗合旅客 自動車運送事 業者	国土交通大臣及び管轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後百日以内
(略)	国土交通大臣	第二号様式第一表及び第二表による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
(略)	管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長	第二号様式第一表及び第二表(その管轄区域に存する運行系統の部分に限る。))による輸送実績報告書	毎年五月三十一日まで
(略)	(略)	(略)	(略)

2～4 (略)

【自動車】事業報告書・輸送実績報告書の具体的な記載項目

事業報告書

○事業概況報告書

- ・経営形態、資本金の額、発行済株式数、主な株主の株主名、主な株主の発行済株式総数に対する割合、役員の名、役員の名、役員の名、役員の常勤非常勤の別、経営している事業の名称、経営している事業の従業員数 等

○一般旅客自動車運送事業損益明細表

- ・営業収益(旅客運賃等の運送収入、運送雑収、その合計)、営業費用(人件費、燃料油脂費、修繕費、減価償却費、保険料、施設使用料 等)、営業損益、営業外収益、営業外費用、営業外損益、経常損益

○一般旅客自動車運送事業人件費明細表

- ・役員報酬、給料・手当、賞与、退職金、法定福利費、厚生福利費、臨時雇賃金 等

○固定資産明細表

- ・有形固定資産額(事業用自動車、建物、機械装置、土地等)無形固定資産額、固定資産合計

○損益計算書及び貸借対照表

輸送実績報告書

※路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者に限る。

○一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書

- ・事業概況(事業用自動車数、従業員数、路線の長さ、運行系統数 等)
- ・輸送実績(延実働車両数、輸送人員、営業収入 等)
- ・事故件数(交通事故件数、死者数 等)

○運行系統別輸送実績報告書

- ・運行系統(起点、主な経過地、終点、キロ程、利用する高速自動車国道等、運賃)
- ・運行系統毎の運行ダイヤ(始発時刻、終発時刻、所要時間、運行回数)
- ・運行系統毎の年間輸送実績(走行キロ、輸送人員、一人平均乗車キロ、輸送人キロ、平均乗車密度、運送収入、走行キロ1キロメートル当たり運送収入)

提案の概要と提案に対する考え方

提案の概要

- 地域公共交通の維持・確保のために必要な情報が得られるよう、鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の事業報告書等の受理事務を国から都道府県へ移譲（経由先の変更）
- 経由が困難な場合、地域公共交通の維持・確保のため、地方公共団体が事業報告書等の情報提供を受けられるようにしてほしい（共同提案体からは、経由させる必要はないが情報提供してほしいという声もあり）

提案に対する考え方

- 事業報告書等について地方公共団体を經由させることは、制度の趣旨・事業者負担の観点からならないが、**地域公共交通の維持・確保のため、地方公共団体が必要な交通事業者の情報が得られるよう、努めてまいりたい。**（具体的な内容・方法は今後検討）

- 事業報告書等は、事業法の法目的を実現するため、事業許可等の事業者に対する権限を有する立場の国土交通大臣が報告を受け、その事務を分掌する立場として地方支分部局が受理事務を行っている。この制度の趣旨に鑑みれば、都道府県を經由させることは馴染まない。
- ・また、**複数都道府県にまたがる事業者にとっては、現行では地方支分部局1箇所に対して提出すれば足りるところ、希望する都道府県に經由させようとすると、複数箇所提出しなければならず、事務の増加になる。**この点からも都道府県を經由させることは適切でない。
- ・むしろ、**提案の本旨は、「地域公共交通の維持・確保のために地方公共団体が事業報告書等の交通事業者の情報提供が受けられるようにしてほしい」ということである**と思料。
（現に、一部共同提案団体からは、經由させる必要はない、とのご意見が寄せられている。）
- ・この点について、**交通政策基本法第10条第2項の趣旨を踏まえ、地方公共団体に必要な情報提供がなされるよう努めてまいりたい**（具体的な情報提供の内容・方法については今後検討）。

○交通政策基本法（平成25年法律第92号）（抄）

（交通関連事業者及び交通施設管理者の責務）

第10条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念のつとめ、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

129「自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和」
289「地域の実情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする
制度の構築」(②関係)
について

平成30年8月6日
国土交通省自動車局

道路運送法に基づく自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送について

- 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、貨物自動車運送事業法の許可を受けることが必要（輸送の安全・利用者利益の保護の観点）。
- 自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めないが、道路運送法第78条第3号の規定に基づき、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合として、以下の取扱いによって許可を行っているところ。

制度の概要

- ・ 少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域等であって、既存の貨物自動車運送事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域を対象に許可。
- ・ この場合において、運輸支局長は、当該地域の物流網の状況、住民の貨物運送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取。

◆道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）
（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一・二 （略）

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

設置の目的

道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置。

協議事項

- ◆ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- ◆ 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- ◆ その他これらに関し必要となる事項

主催者

地方公共団体の長（複数市区町村共同、都道府県も可）

構成員

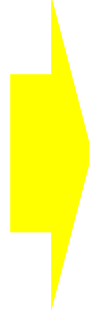
- ◆ 主催者（地方公共団体の長）
 - ◆ 旅客自動車運送事業者（又はその団体）
 - ◆ 住民又は旅客
 - ◆ 地方運輸局長
 - ◆ 労働組合
- （必要がある場合）
- ◆ 道路管理者
 - ◆ 都道府県警察
 - ◆ 学識経験者 等

提案の概要

自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、

- ① 道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする、
- ② 自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする

等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。



提案に対する考え方

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めておらず、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。

また、地域公共交通会議については、旅客の利便の増進を図る観点から旅客自動車運送事業者等により構成することとされており、貨物自動車運送事業に関するものとはなっていないところ。

提案募集検討専門部会 説明資料

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

国土交通省都市局都市計画課